



発行所
三重県地方自治研究センター
三重県津市栄町2丁目361番地
(財)三重県地方自治労働文化センター内
TEL059-227-3298
FAX059-227-3116
http://www.mie-jichiken.jp/
info@mie-jichiken.jp

住民自治協議会の活動について

伊賀市比自岐におけるまちづくり

三重県地方自治研究センター 主任研究員 森本 智也

比自岐の概要

比自岐地区は伊賀市の南東部にあり、比自岐区、摺見区、岡波区の3つの自治会で構成されています。四方を山に囲まれた盆地特有の気候条件により1日の気温較差が比較的大きく、きれいな水に恵まれた稲の生育に適した地域で、集落内を木津川の支流比自岐川、御代川が流れる自然豊かな農村地域です。また、伊賀市無形民俗文化財に指定されている「比自岐神社祇園踊り」などの伝統文化が受け継がれており、歴史的にも古い集落です。

2012年9月末現在の世帯数は189世帯、人口は563人で、そ

のうち65歳以上の人口は230人、比率として40・9%で、高齢者の割合が非常に高くなっています。住民自治協議会活動をはじめ、地区内事業の中心を担っている方の高齢化も進んでいます。

比自岐地区住民自治協議会の概要

市町村合併で2004年11月に伊賀市が誕生し、自立したまちの実現のため、同年12月に市の憲法ともいべき「伊賀市自治基本条例」が施行されました。この条例では、住民自らが地域の課題に取り組み、まちづくりを推進するとともに、行政が各地域の活動を支援することを求めています。そうした地域でのまちづ

くりを実現するために、小学校区単位において住民自治協議会を自発的に設置することが条例に定められ、比自岐地区においても2005年2月27日に「比自岐地区住民自治協議会」が発足しました。

発足後、比自岐地区の各区長、住民自治協議会の役員などが中心となって、「比自岐まちづくり計画」を策定しました。計画策定にあたっては、7つの柱（「企画交流の促進」、「福祉の増進」、「健康・スポーツの推進」、「教育文化の充実」、「産業振興の促進」、「生活環境の保全」、「交通の確保・促進」）に対してそれぞれ部会（企画交流、福祉、健康スポーツ、教育文化、産業振興、生活環境、交通）を設置し、各部会で具体的な事業の検討を行い、各分野の計画を作成しました。

現在、各部会を中心にそれぞれの事業を進めています。が、農林業を生かした交流事業（グリーンツーリズム）に取り組みという発足時の大きな方針に基づき、三重農林水産コーデイネーターからの助言のもと、農村文化と漁村文化の交流ということ、協議会発足後に答志との交流が始まりました。それぞれの地域での活動に相互が参加するなど、交流は現在も続いています。

2011年4月から、行政と地域とをつなぐ窓口が住民自治協議会に一本化されました。それまでは、自治会と住民自治協議会とが窓口として並立している状態でしたが、一本化によって、それまで市内の各自治

会に委託されていた広報の配布や各種委員の推薦など、合計20の業務については伊賀市と住民自治協議会との協定に基づき、各地区で業務を行うことになりました。

これに伴い、比自岐地区においても、事業や各種委員会のあり方などを検討し、活動内容が重複していたものを住民自治協議会の部会活動に組み入れるなどの見直しも図っています。

事業の具体的な内容

現在、比自岐地区住民自治協議会には以下の6つの部会が設置されています。

・自治会部会

行政との協定に基づく20項目の業務（広報の配布、地区要望の取りまとめ、民生委員・児童委員など各種委員の推薦等）の実施。

・企画交流部会

地区内住民交流のための事業や、農村文化と漁村文化の交流として答志との交流事業などを実施。

・健康福祉部会

高齢者、一人暮らし老人の健康促進、世代間交流活動、健康促進事業などの実施。

・教育文化部会

伝統芸能の伝承、生涯学習や人権啓発活動などの実施。

・産業振興部会

特産品（比自岐ブランド）の開発、農業体験を含む近郊都市住民との交流事業などの実施。

・生活環境安全部会

環境美化の推進、防災設備点検や防災訓練などの実施。

これらの部会を中心として、各実行委員会と連携して各種事業を進めています。以下、具体的な事業について主なものをいくつかご紹介いたします。

・ホタル祭り

ホタル祭り実行委員会が中心となり、企画交流部会、生活環境安全部会が連携して毎年6月に開催しています。今年で開催13回目を数えました。ホタル観賞ができるきれいな川の環境を守ることによって環境保全の意識を高め、ホタルによる地域おこしの推進を目的としています。開催にあたっては、上野生涯学習推進会議「上野ホタルの会」の協力も得て、河川敷でのホタル観賞や環境に関する講演会なども開催しています。

今年も地区内外から多くの方にお越しいただき、ホタルが飛ぶ光景を楽しんでいただくことができました。

・比自岐神社祇園祭

祇園踊り保存会が中心となり、教育文化部会が連携して毎年7月の第



ホタル祭りの様子

4日曜に開催しています。祭りの中で披露される「比自岐神社祇園踊り」は、市の無形民俗文化財にも指定されている歴史ある踊りで、祭り衣装を身に着けた地区の子どもたちが、太鼓を打ちながら踊ります。かつては雨乞いのための「かんこ踊り」だったものが、現在のような「祇園踊り」として継承されています。

地区では「祇園さん」の愛称で親しまれており、祭りを通して地区内交流も図られています。また、答志日に答志の子どもたちを招待し、実際に祇園踊りを観てもらおう機会をつくっています。

・憩いの部屋

健康福祉部会が中心となって開催

しています。憩いの部屋は、高齢者の見守り活動の拠点づくりとして2012年3月に開設され、現在休校中の小学校空き教室を利用して毎月1回、高齢者の生きがい教室を開催しています。内容は、参加型の歌教室やゲーム、地元保育所の園児との交流、花見などの季節に応じたイベント等、様々な催しを実施しています。

・コスモス祭り

比自岐地区として取り組んでいる大きな地域おこしイベントの一つとして、住民自治協議会も実行委員会のメンバーとなり、地区が一体となって取り組んでおり、毎年10月に開催しています。今年で20回目の節目を迎えました。転作田や休耕田などを利用してコスモスを栽培し、田園景観を整備するとともに、地区住民や近郊住民との交流の場、地区農産物の販売やPRを行う場として祭りを開催しています。

祭りの開催に向けて、年間通しての活動を行っており、祭り会場周辺の整備やコスモスの種まき、収穫体験のためのサツマイモ栽培など、地区住民の全面的な協力を得て、地区全体でイベントを手作りしています。

祭り会場では、伊賀市や比自岐地区にゆかりのある飲食店などのブースが並び、地元で採れた野菜の販売、農協による米消費拡大の啓発企画として餅つきの実演試食会も行われます。また、交流のある答志の方にも

来ていただき、海産物の販売も行っています。

現在では、比自岐地区の一大イベントとして定着し、毎年地区内外から多くの方にお越しいただき、地区の取り組みをアピールしています。

今後の課題

以上のように、住民自治協議会では、地区内の各種委員会等と連携して様々な地域づくり事業を実施しています。今回ご紹介したものは一部であり、地区体育祭や納涼祭りなども毎年行っています。新しく始まった事業もありますが、現在行っている事業の多くは住民自治協議会が発足する以前から地区で行われていた事業であり、以前から自治会や各実行委員会が行っていた事業に住民自治協議会が関わって現在まで継続しているということは大きな意味があります。

実行委員会などの形態が変わっても同じ事業を継続できているということは、地区住民が地元を想う意識や、住民同士のつながりは今も昔も変わらないということではないでしょうか。

しかし一方で、地区の高齢者の割合が40%を超えているなか、今後は活動の継承が大きな課題であるといえます。活動の継続について様々な年代が話し合っており、これからの住民自治協議会のあり方を考える必要があるのかもしれない。

（資料提供 比自岐地区住民自治協議会）

まちづくり研究事業

伊賀市比自岐 コスモス祭り

まちづくり研究事業の一環として、今回は伊賀市にある比自岐地区のコスモス祭りの様子をご紹介します。

10月14日(日)比自岐コスモス祭りが開催されました。比自岐地区では、転作田や遊休農田に景観づくりとしてコスモスを栽培しており、見頃を迎えるこの時期に合わせて地域住民の交流や新米の販売(伊賀米)、地元物産品のPR、また環境保全向上を目的に毎年行われています。

祭りでは、地元農産物の販売や餅つき(実演試食会)など様々な催し物があり、伊賀地方ならではの手裏



地元で採れた野菜を販売



海産物のバーベキューコーナー

剣打ちやさつまいも掘りができる体験コーナーまで用意されています。また、メインステージでは、子どもたちのダンスやよさこいの演舞、比自岐音頭愛好会による踊りの披露などが行われ、会場は盛大となりました。

比自岐地区は、「海と山との交流」ということで鳥羽市の答志町と交流をしており、今回のコスモス祭りにも答志の人たちが参加していました。答志のブースでは、地元で獲れたサザエやハマグリなど海産物の販売があり、その場で焼いてくれるサービスもありました。答志からは地元の小学生もたくさん来ており、ブ

ーは活気に溢れていました。また、その他の取り組みとして、伊賀市ゆめが丘にて毎月1回「笑みの市」を開催し、地元で採れた安心・安全な野菜や農産加工物の販売をしています。そこへも答志島からは獲れたての新鮮な海産物を持ってきて販売し、農村・漁村間の交流を行っています。

報告

シンポジウム 『一括法条例化と地域ガバナンス』

9月11日、東京・主婦会館プラザエフにて、シンポジウム「一括法条例化と地域ガバナンス」が開催された。

地域主権一括法(第1次一括法、第2次一括法)の施行を受けて、地域主権改革を進めるため、これまで国が一律に決定して自治体に義務付けてきた施設・公物管理の基準等を、各自治体において2013年3月末までに条例化して自ら決定すること

このような交流活動を始めて今年で8年目を迎えるとのことですが、今後も末永く活動が続けていくための後継者が見当たらないという悩みもあるそうです。それぞれの地域特性を活かし、お互いの良き資源を提供し合いながら、地域の活性化をめざしてほしいと願います。

になるという現状を再認識し、自治体でどのように条例化を進めていくべきかについて確認することを目的に開催された。

一括法をめぐるこれまでの経過としては、2011年4月28日に第1次一括法が成立し、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大として、公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任など41法律の改正があった。その後、同年8月26日に第2次一括法が成立し、基礎自治体への権限移譲の関係で47法律の改正、第1次一括法に続く義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大として160法律の改正が図られてきた。2012年3月9日には、第3次一括法案が国会に提出され、地域包括支援センターの基準、消防長及び消防署長の資格の条例委任など69法律の改正が検討されている。

集会では初めに、東京自治研センター研究員の伊藤久雄さんから、「義務付け・枠付けの見直しに係る条例制定状況について」と題して報告があった。

報告では、公営住宅の入居基準や

保育所の設備・運営などの分野別に自治体の制定状況や課題と、東京都内の自治体における条例制定や権限移譲について事例紹介があった。

その後、逢坂誠二衆議院議員から、「地域主権改革の現状と課題」と題して特別報告があった。

特別報告では、地域主権改革のこれまでの取り組みや進捗状況、第1次一括法、第2次一括法の概要と義務付け・枠付けの見直しについて説明があった。

シンポジウムでは、「義務・枠」見直しと公共サービスの未来」と題し、地方自治総合研究所所長の辻山幸宣さんがコーディネーターを務め、パネリストとして香川大学法学部教授の三野靖さん、日本大学経済学部教授の沼尾波子さん、兵庫県議会議員の黒田一美さんが参加して開催され、以下のような意見が出された。

地域主権一括法の施行に伴い、国から地方公共団体に権限が移譲され、県や市町村の権限は増えるものの、権限が移譲されたからといって、これまでの国の基準を条例化するという単純なことではない。自治体の条例施行期日が2013年4月1日のため、この12月が本格的な条例制定の時期になるが、地域ごとの事情を考慮して、地域にあった最適な公共サービスを提供するための条例化が必要となる。そのためには、県の基準と市町村との基準をどのように整合性をとるのかなどの課題がある。こうした意見をふまえ、本シンポ

第1次一括法の概要

(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」)

平成23年5月
内閣府地域主権戦略室

1. 改正内容

地方分権改革推進計画(H21.12.15閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(42法律)を行う。

○ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(41法律)

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

【例】

(1)施設・公物設置管理の基準

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例委任
- ・公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任
- ・道路の構造の技術的基準の条例委任

(3)計画等の策定及びその手続

- ・中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化

(2)協議、同意、許可・認可・承認

- ・市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出へ
- ・都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

※1 政府は、施行の状況等を勘案し、児童福祉法等に規定する基準等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※2 政府は、地方分権改革推進委員会による勧告において、地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに関し、具体的に講ずべき措置が提示された事項及び見直し措置を講ずべきものとされた事項のうち、この法律において措置が講じられていないものについて、できるだけ速やかに、当該勧告に即した措置を講ずるものとする。

○ 内閣府の所掌事務 (改革(※)推進のための基本的政策に関する企画・立案、基本的政策に関する施策の実施を推進)の追加(内閣府設置法)

※ 日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

2. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日(平成23年5月2日)
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日(平成23年8月2日)
- ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日

等

第2次一括法の概要

(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」)

平成23年8月
内閣府地域主権戦略室

1. 改正内容

地域主権戦略大綱(H22.6.22閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(188法律(*)を行う。

① 基礎自治体への権限移譲(47法律) (都道府県の権限の市町村への移譲)

【例】

- ・未熟児の訪問指導(保健所設置市まで一市町村まで)
- ・区域区分、都市再開発方針等に係る都市計画決定(都道府県一指定都市)
- ・家庭用品販売業者への立入検査(都道府県一市)
- ・騒音、振動、悪臭に係る規制地域の指定(特例市まで一市まで)
- ・理・美容所などの衛生措置基準の設定(都道府県一保健所設置市)

② 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(160法律)

【例】

- (1)施設・公物設置管理の基準
 - ・公立高等学校の収容定員の基準の廃止
 - ・公園等の「バリアフリー化」構造基準の条例委任
- (2)協議、同意、許可・認可・承認
 - ・地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直し
 - ・福祉事務所設置の知事同意協議の同意を廃止
 - ・計量法の立入検査に係る県・市町村の協議を廃止
- (3)計画等の策定及びその手続
 - ・構造改革特別区域計画の内容の例示化等
 - ・山村振興計画の策定義務の廃止

○自治体の国等への寄附に係る関与の廃止等

(*) ①・②の重複19法律

2. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日(平成23年8月30日)
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日(平成23年11月30日)
- ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日(一部は平成25年4月1日)

等

ジウムとしては、地域に最適な基準を決定するには地域住民の意見を聴き、条例に反映させていく必要があ

り、同時に、自治体にかかる財政負担についても検討して、単純なコスト削減という考えではなく、サ

ビス提供のための財政面からのアプローチも不可欠であろうという提起がなされた。

第1次一括法、第2次一括法の概要(内閣府HPより)